



第 5 章

人権尊重と権利擁護の充実〔基本目標 2（3）〕 （福生市成年後見制度利用促進基本計画）

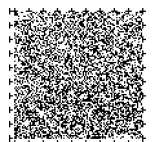
1 趣旨

本計画は、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない者が成年後見制度を円滑に利用できるよう支援を行い、これらの者の権利を尊重して擁護することにより、地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）」（以下「促進法」という。）に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定するものです。

2 位置づけ

成年後見制度の利用促進に係る国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、必要となる施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本事項を示した促進法が、平成 28 年 5 月に施行されました。同法には、国が基本計画を策定するとともに、市町村においても国の基本計画を勘案した市町村基本計画の策定に努めることが規定されており、平成 29 年 3 月には国の計画が策定されました。

これらを踏まえ、本市においては、本章を成年後見制度の利用促進に係る基本計画として位置づけ、地域福祉計画における「人権尊重と権利擁護の充実」の施策をより具体的・効率的に展開するため、一体的に施策を推進することとします。



3 市における成年後見制度の現状と課題

(1) 成年後見制度が必要となる背景

本市の高齢者人口は総人口の 26.7%となっており、高齢者世帯数の推移をみると、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯の割合が大きくなっています。これらの状況から、「認知症高齢者の増加」や知的、精神障害者を支える親の高齢化による「親亡き後問題」が課題となることが予想されます。

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人の財産や権利を守り、安心して生活ができるよう支援していく制度です。

今後、高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者のほか、身寄りのない高齢者や虐待を受ける高齢者も増加することが予想され、成年後見制度への需要が増大すると見込まれます。

(2) 成年後見制度の認知不足

本市では、平成 21 年度に成年後見制度推進機関として「成年後見センター福生」（福生市社会福祉協議会へ委託）を設置し、「成年後見制度」の推進を図っているほか、「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）」や「ふくし総合相談」を実施しています。

国の計画が策定された平成 29 年度以降、本センターの取組により、成年後見制度に関する初回相談件数は増加傾向にある一方で、令和元年度に実施した障害者生活実態調査では、日常生活自立支援事業や成年後見制度の認知度については、《名称も内容も知っている》の割合は 2 割未満と少なく、《名称も内容も知らない》が 3 割以上となっており、制度の普及啓発及び相談窓口の周知が必要です。

【成年後見制度に関する初回相談件数】

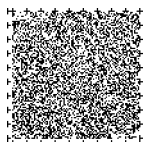
年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
初回相談 件 数	30件	42件	39件

資料：成年後見センター福生 実績報告書

【成年後見制度等に関する認知度】

回 答	名称も内容も 知っている	名称は聞いたこと はあるが、内容はよ く知らない	名称も内容も 知らない	無回答
対 象 (1,367人)	16.6%	40.3%	35.3%	7.8%

資料：障害者生活実態調査結果（令和元年）



(3) 成年後見制度の利用促進に係る課題

本市では、身寄りのない高齢者や虐待を受けた高齢者等、親族による申立てが見込めない人が、認知症や精神疾患等の理由により判断能力が不十分となった際に行う「市長申立て」や、成年後見人等の報酬を負担できない方に対して「報酬費用の助成」を実施しており、成年後見制度の利用支援に取り組んでいます。

しかしながら、経済的な理由等で申し立てができない方に対する「申立費用の助成」については実施できていません。

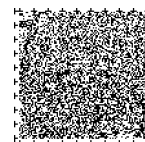
潜在化して必要な支援につなげていない人がいたり、今後、成年後見制度への需要が増大すると見込まれることから、「申立費用の助成」制度の整備や「報酬費用の助成」制度の見直し等、利用促進への取組が必要です。

【市長申立て件数】

年 度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (9月末時点)
合計件数		4件	2件	1件	4件
内 訳	認知症	3件	2件	1件	4件
	統合失調症	1件	-	-	-

【報酬費用の助成】

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込み
申請件数 (内新規)	0件 (0件)	1件 (1件)	4件 (3件)	4件 (1件)
助成金額	0円	240,000円	787,011円	960,000円



4 成年後見制度利用促進にあたっての基本的方針及び目標

(1) 基本的方針

成年後見制度の利用を必要とする人は判断能力が不十分な状態にあり、自ら「成年後見制度の申立てをしてほしい」と発言することは基本的に困難です。そのような状況におかれている人は人権侵害に遭いやすく、自ら必要な介護・福祉サービスを適切に選択・決定することも難しい状況にあり、当然に保障されるべき地域社会での生活の継続が困難になる事態も生じています。

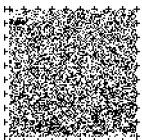
本市では、判断能力が十分でなく、一人では意思決定が困難になった住民が引き続き地域社会で生活し続けられるよう、平成21年度に成年後見制度推進機関として設置した「成年後見センター福生」（福生市社会福祉協議会へ委託）とともに、地域の実情に応じた権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計と、その実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行います。

(2) 目標

成年後見制度を必要な人が利用できるよう、国が策定した成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を行います。

本市においては、利用者に寄り添った制度の運用を実現するために、次の点について重点的に取り組みます。

- ① 地域連携ネットワークの中核機関の整備
- ② 成年後見制度及び相談窓口の普及、啓発
- ③ 成年後見制度の利用支援



5 具体的施策

(1) 地域連携ネットワークの中核機関の整備

権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、全国どの地域においても、必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。国基本計画によれば、地域連携ネットワークは、本人を後見人とともに支える「チーム」と、地域における「協議会」等、そして、地域連携ネットワークをコーディネート（整備）し適切に協議会等を運営していく「中核機関」を構成要素とします。

◇中核機関の設置

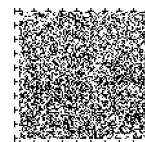
平成21年度に成年後見制度推進機関として設置した「成年後見センター福生」（福生市社会福祉協議会へ委託）を中核機関として位置づけ、地域連携ネットワークをコーディネート（整備）していくほか、成年後見制度を推進するための機能・役割を担っていきます。

◇中核機関の機能

中核機関としての機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能等）の推進を図ります。

【広報機能・相談機能】

「(2) 成年後見制度及び相談窓口の普及、啓発」[P.75]において、重点的に取り組みます。



【成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能】

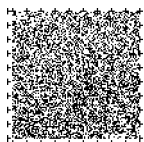
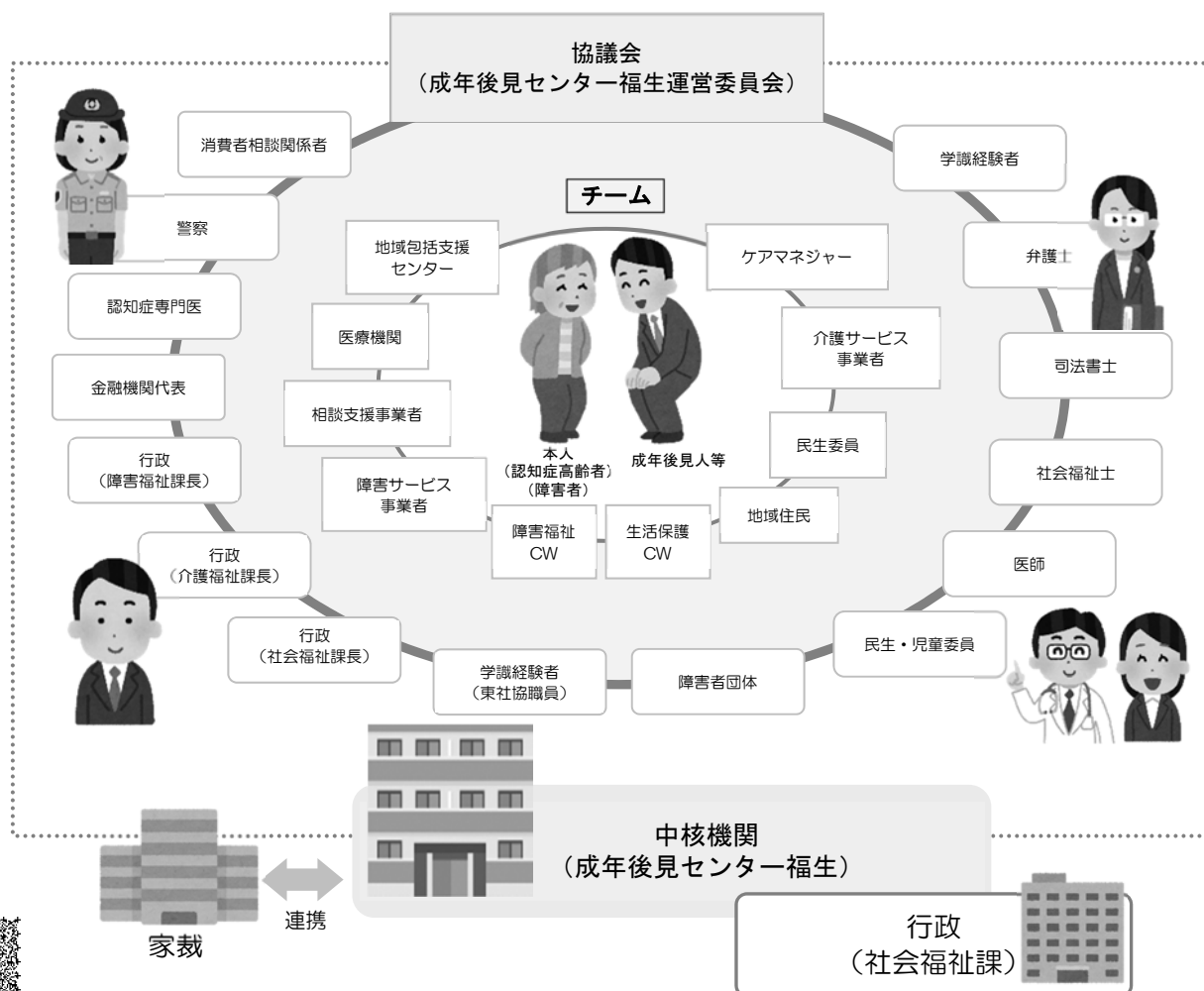
「成年後見センター福生」では実施する事業について、専門的、客観的、効果的な運営を図るため、「成年後見センター福生運営委員会」を設置しています。また、令和2年度には専門職等（弁護士、司法書士、社会福祉士等）で構成する「検討・支援会議」を立ち上げ、本人の状況等に応じた適切な基本方針シートの作成及び後見人候補者の選定（本人申立て、親族申立て、市長申立て）について協議、調整しています。

この委員会等を充実・活用し、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動や本人を見守る「チーム」を支援する体制を整備することで、権利擁護の必要な人が住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援します。

今後の成年後見制度利用者の増加を見越し、将来的に市民後見人の養成や法人後見を活用することについても検討します。

また、「成年後見センター福生」では、成年後見制度と一体的に日常生活自立支援事業やふくし総合相談を実施しており、今後、必要に応じて日常生活自立支援事業から成年後見制度へのスムーズな移行等をサポートしていきます。

【福生市における「地域連携ネットワーク」の目標イメージ図】



(2) 成年後見制度及び相談窓口の普及、啓発

成年後見制度の利用を促進するには、当該制度の存在や仕組み、メリット、デメリット等を知っていただく必要があります。これは、当該制度を利用する可能性のある人にとどまらず、地域住民、地域の相談機関をはじめ、金融機関や自治体の各種相談窓口等に対し啓発することで、権利擁護の必要な人を早期発見することができます。

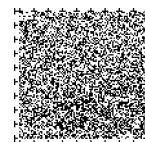
しかし、権利擁護の必要な人を早期発見できても、適切な相談窓口につながらなければ、支援を開始することはできません。相談受付の窓口となる中核機関を周知すると共に、地域性に応じた相談受付・支援のための体制を構築することで、適切な制度利用につなげることができます。

◇ 中核機関の「広報機能」

市民への勉強会や関係機関への研修会等の実施をするほか、本人向け、家族や地域住民向け、金融機関や市の関係各課（社会福祉課・高齢福祉課・障害福祉課等）の窓口向けなど、対象者別のパンフレットやチラシ、広報を作成・配布し、成年後見制度の啓発及び中核機関（「成年後見センター福生」）の周知を行います。

◇ 中核機関の「相談機能」

成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築します。市長申立てを含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて、関係者からの相談に応じ、情報を集約するとともに、専門職等で構成される「検討・支援会議」にて、権利擁護及び後見等ニーズの精査と必要な見守り体制に係る調整を行います。



(3) 成年後見等市長申立てと利用助成の実施

市長申立てをはじめ、成年後見制度の利用に係る費用の助成等の利用支援を実施することで、本人の親族関係、経済的状況に関わらず、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用することができます。

◇ 市長申立て

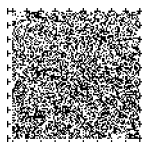
成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難な場合や、身近に申し立てる親族がない等の理由により制度を利用できない方に対して、市の担当各課が申し立ての支援を行います。中核機関は、当該申立てに対し市の担当各課と連携し、情報整理、受任者調整等の支援を実施します。

◇ 申立費用の助成

今後、申立費用の助成制度を整備し、家庭裁判所への申立てに係る経費が負担できない等、経済的な理由により成年後見制度を利用できない人を支援します。

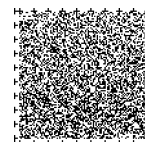
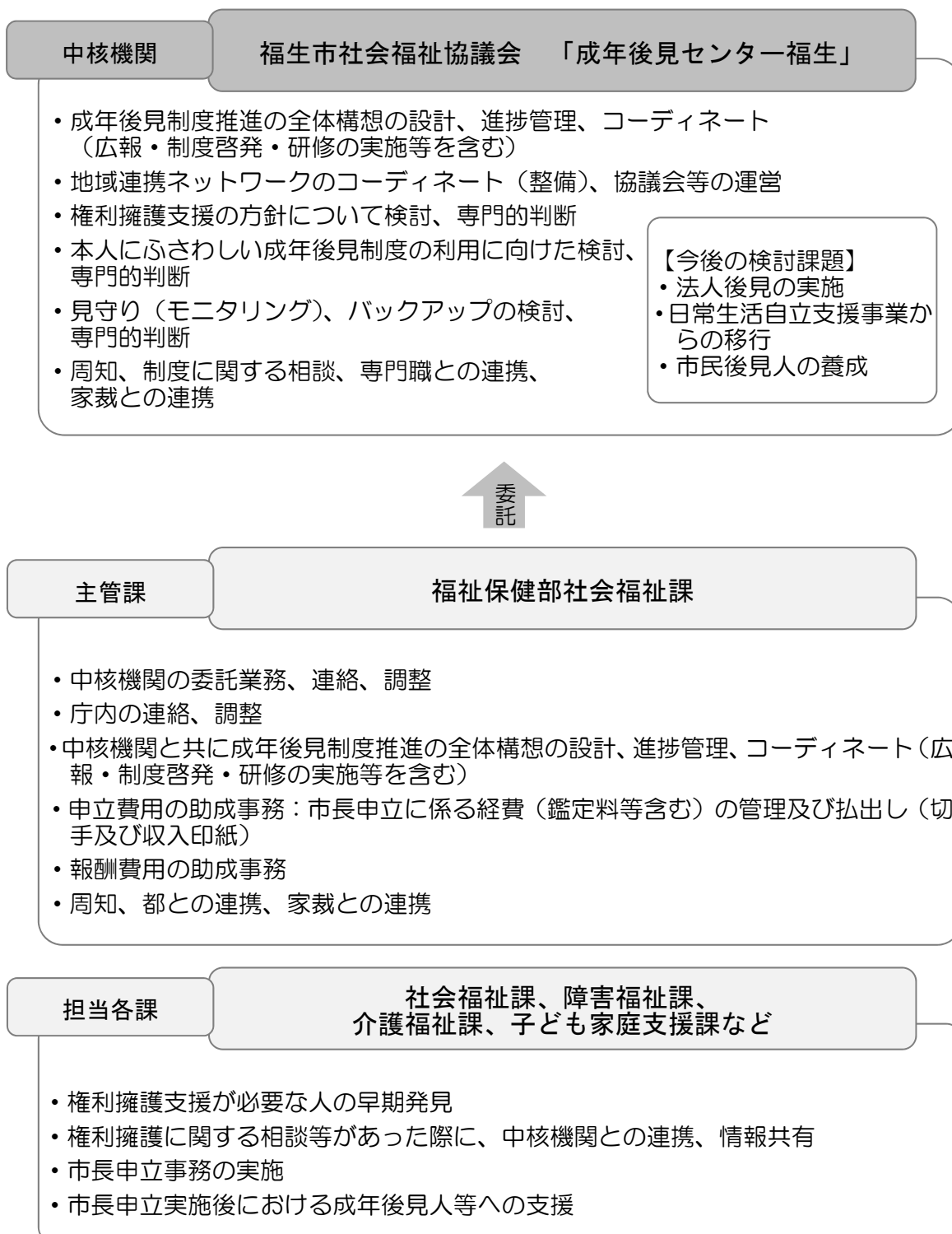
◇ 報酬費用の助成

今後、成年後見制度への需要が増大する見込みであることから、引き続き、報酬費用の助成の実施により、経済的な理由で成年後見人等への報酬を負担できない成年被後見人等を支援します。



6 福生市における成年後見制度利用促進に向けた体制整備について

(機能分担)



【福生市における（各課の役割を踏まえた）体系図】

